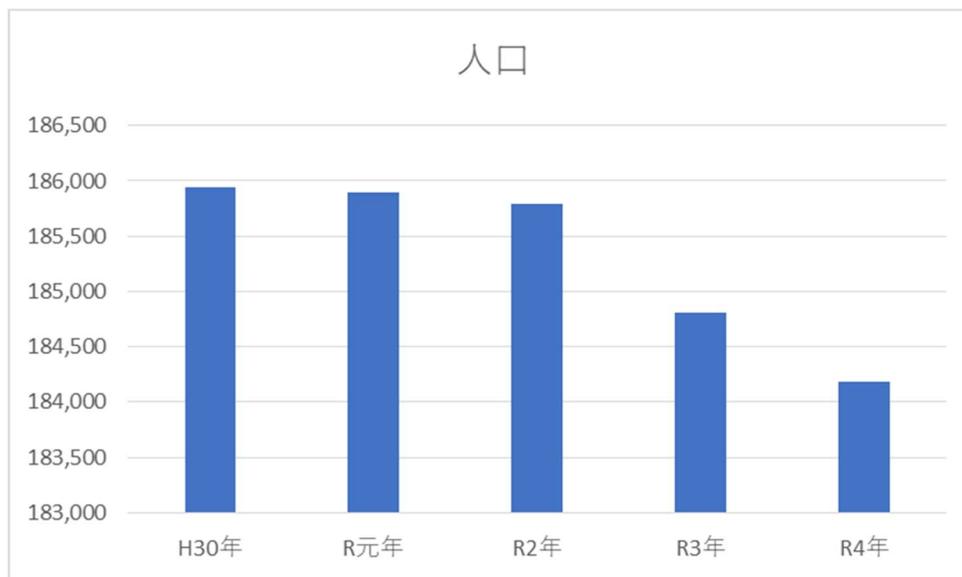


第2章 和泉市の現状と課題

1. データからみる市の現状

(1) 人口の状況

市の人口は、平成30年の185,936人から令和4年には184,185人となり人口の減少が続いています。和泉市人口ビジョン（H27年）では、今後もなだらかに人口減少が続き、令和17年には、169,800人まで減少*することを想定しています。

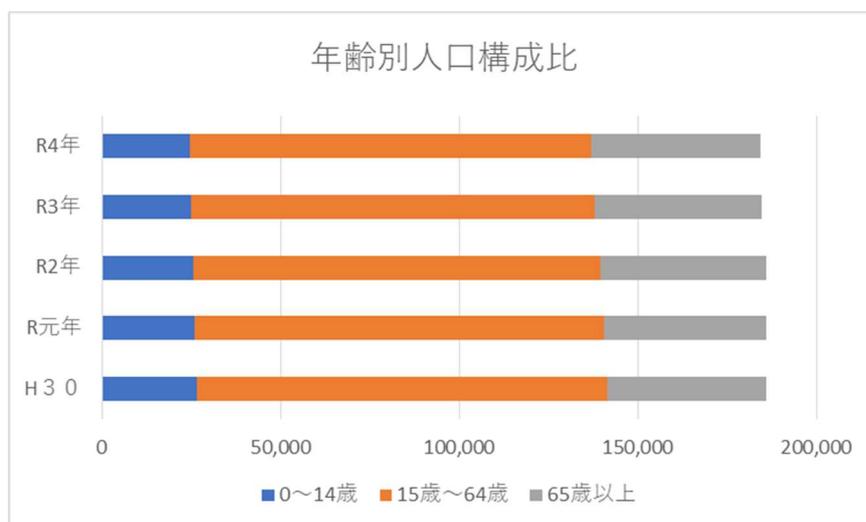


出典：統計いずみ・各年3月末（単位：人）

*平成27年12月に策定した「和泉人口ビジョン」の下位推計値。上位推計でも181,400人と推計されている。

(2) 年齢別人口の構成比の推移

市の年齢別人口の割合は、65歳以上の高齢者の割合が年々高くなり、令和4年には65歳以上の人口は47,146人、高齢化率は25.6%となっています。今後も高齢化率は上昇傾向で推移すると予測されます。



出典：統計いずみ・各年3月末（単位：人）

(3) 高齢者・子どもの比率

① 高齢者と年少人口（0～14歳までの子どもの人数）（市全体）

高齢化率、年少比率ともに国や大阪府と異なる傾向があり、少子高齢化の進行は和泉市の場合、国や大阪府と比べ、比較的緩やかに現れています。

また、小学校区別に見たときには大きな差があります。

	① 人 口	② 高齢者人口 (65歳以上)	③ 高齢者比率 ②/①	④ 年少 人口 (0~14歳)	⑤ 年少人口 比率 ④/①
国全体	126,146,099	35,335,805	28.0%	14,955,692	11.8%
大阪府	8,837,685	2,361,723	26.7%	1,029,499	11.6%
和泉市	182,797	47,414	25.9%	23,628	12.9%

(単位：人)

出典：住民基本台帳・令和5年9月末(和泉市のデータのみ)

国全体・大阪府は令和2年度国勢調査のデータを参照。

②小学校区別高齢者・年少人口の比率

	① 人 口	② 高齢者人口 (65 歳以上)	③ 高齢者比率 ②/①	④ 年少 人口 (0~14 歳)	⑤ 年少人口 比率 ④/①
①国府校区	14,924	3,859	25.9%	1,625	10.9%
②和気校区	12,870	3,583	27.8%	1,511	11.7%
③伯太校区	9,421	2,306	24.5%	1,211	12.9%
④池上校区	6,216	1,789	28.8%	559	9.0%
⑤黒鳥校区	7,020	1,678	23.9%	1,108	15.8%
⑥芦部校区	9,689	2,641	27.3%	1,313	13.6%
⑦北池田校区	13,959	3,546	25.4%	1,618	11.6%
⑧南池田校区	9,613	2,439	25.4%	1,339	13.9%
⑨緑ヶ丘校区	8,333	1,968	23.6%	1,092	13.1%
⑩北松尾校区	13,252	2,416	18.2%	1,957	14.8%
⑪横山校区	4,193	1,697	40.5%	291	6.9%
⑫南横山校区	782	343	43.9%	55	7.0%
⑬幸校区	3,012	1,094	36.3%	265	8.8%
⑭信太校区	12,278	2,961	24.1%	1,578	12.9%
⑮鶴山台北校区	6,995	2,708	38.7%	518	7.4%
⑯鶴山台南校区	3,940	1,395	35.4%	373	9.5%
⑰光明台南校区	5,954	2,024	34.0%	650	10.9%
⑱光明台北校区	9,893	2,619	26.5%	1,081	10.9%
⑲いぶき野校区	13,232	3,083	23.3%	1,773	13.4%
⑳青葉はつが野校区	11,129	2,144	19.3%	2,073	18.6%
㉑南松尾はつが野校区	6,092	1,121	18.4%	1,638	26.9%

(単位：人)

出典：住民基本台帳・令和5年9月末(和泉市のデータのみ)

③出生数の推移

過去5年間の出生数はおおよそ横ばいで推移しています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数	1,288	1,237	1,324	1,188	1,248

出典：統計いずみ・各年3月末（単位：人）

（4）未成年者の人口の状況

18歳未満の未成年者の人口は、平成30年の33,013人から令和4年には30,355人に8.1%減少し、人口に対する比率も平成30年の17.8%から令和4年には16.5%にわずかに減少しています。

年齢別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数 ①	33,013	32,303	31,642	30,805	30,355
0～2歳	4,123	4,004	4,032	3,884	3,922
3歳～5歳	4,949	4,771	4,633	4,413	4,282
6歳～8歳	5,724	5,617	5,277	5,075	4,921
9歳～11歳	5,858	5,818	5,875	5,749	5,658
12歳～14歳	5,881	5,764	5,754	5,858	5,824
15歳～17歳	6,478	6,329	6,071	5,826	5,748
市人口 ②	185,936	185,890	185,790	184,813	184,185
市人口比率 ①/②	17.8%	17.4%	17.0%	16.7%	16.5%

出典：統計いずみ・各年3月末（単位：人）

(5) 要支援・要介護認定者の状況

介護保険制度における要支援・要介護の認定者数は、高齢者人口（第1号被保険者数）の増加に伴い、平成30年度の8,085人から令和4年度には9,307人に増加しています。

また、高齢者人口に占める認定者の割合も平成30年度の17.8%から令和4年度には19.7%に増加しています。

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
第1号被保険者数 ①*		45,511	46,224	46,723	47,092	47,272
要支援・要介護認定者数	総数 ②	8,085	8,553	8,824	9,173	9,307
	要支援1	1,555	1,569	1,718	1,890	1,889
	要支援2	1,417	1,499	1,455	1,448	1,465
	要介護1	1,143	1,254	1,355	1,421	1,517
	要介護2	1,144	1,286	1,320	1,332	1,298
	要介護3	1,031	1,049	1,079	1,127	1,151
	要介護4	1,021	1,099	1,133	1,153	1,143
	要介護5	774	797	764	802	844
第1号認定者率 ②/①*		17.8%	18.5%	18.9%	19.5%	19.7%

出典：高齢介護室・各年度末（単位：人）

*第1号被保険者

介護保険の被保険者は、年齢によって「第1号被保険者」と「第2号被保険者」に区分されます。

「第1号被保険者」は65歳以上の人、「第2号被保険者」は40歳から64歳までの医療保険加入者を指します。

*第1号認定者率

介護保険の第1号被保険者（65歳以上の人）のうち、要支援や要介護の認定を受けた人の割合。

(6) 障がいのある人の状況

障がい者の人数について、それぞれの手帳所持者数を、平成 30 年度と令和 4 年度で比較してみると、身体障がい者手帳所持者は 7,235 人から 7,013 人に減少し、療育手帳の所持者が 1,697 人から 1,909 人に、精神障がい者保健福祉手帳所持者が 1,498 人から 2,060 人に増加しています。

手帳種別	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
身体障がい者手帳	7,235	7,214	7,176	7,122	7,013
療育手帳	1,697	1,755	1,773	1,805	1,909
精神障がい者 保健福祉手帳	1,498	1,667	1,735	1,861	2,060
合計	10,430	10,636	10,684	10,788	10,982
人口総数	185,890	185,790	184,813	184,185	183,214
割合	5.6%	5.7%	5.8%	5.9%	6.0%

(単位：人)

出典：障がい福祉課（各手帳所持者数）・各年度末

出典：統計いずみ（人口総数）・各年度末

(7) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は、女親と子どもからなる世帯の割合が多く、令和2年では、18歳未満の子どもがいる世帯のうち、女親と子どもからなるひとり親世帯の割合は11.6%を占めており、年々増加傾向にあります。

		一般世帯	6歳未満の子どもがいる世帯	18歳未満の子どもがいる世帯	総世帯数に占める割合	6歳未満の子どもがいる世帯のうちひとり親世帯の割合	18歳未満の子どもがいる世帯のうちひとり親世帯の割合
平成 22年	総数	68,259	7,916	19,892			
	核家族家庭	44,804	7,110	17,241	65.6%		
	男親と子どもからなる世帯	907	17	175	1.3%	0.2%	0.9%
	女親と子どもからなる世帯	5,514	376	1,921	8.1%	4.7%	9.7%
平成 27年	総数	70,916	7,534	19,671			
	核家族家庭	47,184	6,869	17,491	66.5%		
	男親と子どもからなる世帯	1,054	20	209	1.5%	0.3%	1.1%
	女親と子どもからなる世帯	6,266	425	2,053	8.8%	5.6%	10.4%
令和 2年	総数	73,587	6,278	17,698			
	核家族家庭	47,928	5,864	16,222	65.1%		
	男親と子どもからなる世帯	1,123	27	196	1.5%	0.4%	1.1%
	女親と子どもからなる世帯	6,833	424	2,054	9.3%	6.8%	11.6%

出典：国勢調査・各年10月1日（単位：世帯）

(8) 外国人の状況

和泉市に在住する外国籍の人数は令和4年には2,627人となっており、令和2年からの3年間は横ばいです。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
外国籍の人数	2,229	2,397	2,668	2,649	2,627
人口総数	185,936	185,890	185,790	184,813	184,185
人口総数における外国籍の割合	1.2%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%

出典：統計いずみ・各年3月末（単位：人）

国籍別人口

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
下記以外の その他の国	613	737	969	989	984
朝鮮・韓国	981	967	918	868	837
中国	488	539	615	611	630
フィリピン	115	122	141	152	144
米国	23	25	22	24	28
イタリア	9	7	3	5	4
総数	2,229	2,397	2,668	2,649	2,627

出典：統計いずみ・各年3月末（単位：人）

2. 福祉アドバイザー事業『いずみ・ふくし塾【基本の木】』での課題や意見

福祉アドバイザー事業『いずみ・ふくし塾【基本の木】』とは、本市福祉関係部局や関係機関協力のもと、外部からの有識者を福祉アドバイザーに迎え、福祉に関するテーマに基づき、議論や意見交換を通じて、福祉に係るあり方や課題を見つめなおし、今後の施策への反映や職員の資質向上、人材育成を目的に実施しています。

(1) 相談支援体制に関すること

- ① 客観的に支援が必要だと考えられるが、本人にその自覚がない方への対応が難しい。
- ② 受援力が低い方への対応が難しい。
- ③ 複合的な支援を行うためには市と関係機関の連携及び横のつながりが必要。
- ④ 制度の狭間への対応が求められている。
- ⑤ 複合的な課題を抱えた世帯に対応していくには、行政だけでなく、企業やNPOといった多様な主体との連携が必要。

(2) 地域づくりに関すること

- ① 地域で自主的に活動している個人や団体もあるが、市は接点を十分に持っていないのではないか。
- ② 市は新たに地域活動を積極的に行いたい個人や団体とのつながりが不十分ではないか。
- ③ 地域活動の参加へ一歩踏み出せない人にどうやって一歩踏み出してもらえるのか工夫が必要。
- ④ 共助をより一層強くしていくにはどうすればよいか。
- ⑤ 共助の意識の醸成には、行政がどう共助を支援するかということも大事。
- ⑥ 地域には色々な経験や知識を持った人材がいるため、多様な人が地域活動に参加してもらえるような工夫が必要。しかし、特定の人だけに頼ったものとしないうちチーム力と地域力全体を上げていく必要がある。
- ⑦ 「おたがいさま」の気持ちで、しんどいときは助けてと言える環境づくりが大事。ゆるく、ふわっとした必要な時につなげる現代的な関係づくりも必要。
- ⑧ 社会参加の場、居場所づくりが必要。

(3) 体制に関すること

- ① 福祉部局に携わる市職員の感性や周りを見る力の育成は大事。

- ② 住民が、和泉市に住んで良かった、住み続けたいなと思ってもらえるような政策を実施すれば、職員のモチベーションも上がり、効率も上がってより良い仕事ができる好循環に変わる。
- ③ 外部、専門的知見の活用や議論が重要。
- ④ 市職員の政策立案能力の更なる向上が必要。

3. 福祉団体・活動団体、庁内関連部署へのヒアリング結果

(1) 福祉団体・活動団体の問題意識

- ① 住民と福祉サービスをつなぐ仕組みづくり
 - ・国籍や出生、性別、年齢、障がいや疾病等に関わらず、社会資源・福祉サービスにたどりつけるような仕組みづくり
 - ・利用者の状況に合わせた福祉サービスが公平にいきわたる仕組みづくり
- ② 切れ目ない・こぼれない支援
 - ・家族、学校、職場等以外の居場所（サードプレイス）づくり
- ③ 担い手不足の解消
 - ・団体・活動の担い手の高齢化が進んでいるため、新たな担い手の確保
 - ・多様な主体どうしの「創発」による担い手・社会資源の拡充
- ④ 市からの支援の継続と強化
 - ・制度利用で生じる経済的負担を軽減する仕組み
 - ・活動に対する支援の継続
 - ・活動内容を市民に伝えること（広報）に対する支援の強化
 - ・活動の重要性や理解を深めることに対する支援の強化

(2) 庁内関連部署の問題意識

- ① 担い手不足への対応
 - ・地域活動の担い手づくりの強化、新たな担い手（新しい公共）の発掘・関係づくり
- ② 相談窓口の整備・拡充
 - ・気軽に相談できる、必要な支援につながる相談窓口にすることや居場所や活動の拠点でも相談ができ、支援につながる体制づくり
- ③ 包括的な支援体制の整備

④ 災害に強いまちづくり

・福祉避難所の増設、避難行動要支援者への対応、災害ボランティアや連携協定企業との情報交換・関係づくり、防災意識の啓発

⑤ 市民や市、および関係者の意識啓発

4. 地域福祉推進にあたっての課題設定

和泉市地域福祉推進協議会及び和泉市福祉でまちづくり委員会での意見、各種アンケート調査の結果（117 ページ～145 ページ）、「福祉アドバイザー事業」での議論（16 ページ～17 ページ）、関係各課（室）・関係団体ヒアリング（17 ページ～18 ページ）、第4次和泉市地域福祉計画の振り返り（111 ページ～116 ページ）等から今後の地域福祉の推進にあたっての課題を整理しました。

課題1. 包括的な相談・支援体制のさらなる充実

日ごろから、悩みや不安を抱えた時に、支援する制度や支援団体、組織、相談できる場所があることを知っていると感じて過ごすことができます。地域では、日常的なみまもりや声かけ、地域の交流の場や機会等で、支援が必要な人のニーズ把握等を進めています。また、制度や支援についての広報も行われています。

しかしながら、アンケート結果では、悩みや不安の相談先について、「家族・親族」が最も多く、次いで「友人・知人」、「市役所」や「医療機関」となっており、支援制度や相談先が十分に認知されていないことが明らかになりました。

困難を抱えた方が支援に早くつながるためには、支援制度や相談先があることを市民が認知しておくことが重要なため、制度を知る機会（広報だけでなく、学習会等様々な場や機会）を活用し、情報に触れる場を増やし、周知を図ることが必要です。

また、アンケート結果では「和泉市が率先すべき課題」として、「地域における相談窓口の充実（身近で気軽に相談できる、必要な支援につながる、ワンストップで解決できる相談窓口づくり、相談窓口間のネットワークづくりなど）」が1番となり、3番目が「福祉に関する情報提供や案内」となるなど、「相談支援」が重要視されていることがわかります。

加えて、福祉アドバイザー事業において、受援力が低い方への対応、市と関係機関の連携強化が課題ではないかとの意見があり、また庁内関係部署及び福祉団体・活動団体ヒアリングでは、相談窓口は気軽に相談でき、必要な支援、社会資源・福祉サービスにつながる必要があるのではないかとの意見がありました。

このように、相談支援の充実・強化にあたっては、各種相談窓口の機能向上や、相談支援に携わる専門職の資質向上を図るとともに、より複雑化・複合化する課題に対応できるよう分野にとらわれない、柔軟な支援体制づくりを進めていく必要があります。従って、基本目標1「包括的で身近な相談、支援の仕組みづくり」に取り組むものです。

課題2. 切れ目ない・こぼれない支援体制の構築

これまでわが国の福祉は、高齢者、障がい者、子どもといった年齢や心身の状況といった対象者別、あるいは生活保護、生活困窮といった経済状況により支援が必要な人を支援する形で発達してきました。しかし、各制度にあてはまらない「制度の狭間」に陥り、複雑化・複合化したニーズを抱えている世帯からの相談が増えてきています。本市が身近な地域の福祉の総合相談窓口として設置しているいきいきネット相談支援センターの令和4年度相談実績を見ると、全相談件数599件の内、310件と半数以上が複雑化・複合化したニーズを抱えている世帯からの相談となっています。福祉アドバイザリー事業においても、制度の狭間への対応が本市の課題ではないか、複雑化・複合化した課題に対応していくため市と関係機関との連携に加えて、企業やNPOといった多様な主体との連携が必要ではないかという意見が出ている状況です。

加えて、複雑化・複合化した課題を持つ方の中には、社会的に孤立した状況にある方もおり、内閣府が実施した令和4年度「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、15歳～64歳の生産年齢人口において推計146万人、50人に1人がひきこもり状態であると言われていています。いきいきネット相談支援センターの相談実績を見ると、社会的孤立・閉じこもり状態にある方からの相談割合は増加傾向（令和元年21.1%、令和2年23.7%、令和3年28.1%、令和4年度24.2%）にあり、本市においても社会とのつながりや他者と関わる機会を持ち、社会復帰に向けての支援が必要と言えます。

また、地域福祉推進協議会や福祉でまちづくり委員会、各ヒアリングにおいても、同じ世代や状況にある人同士の交流だけではなく、より多様な世代や状況にある人の交流促進を図ることができる社会参加の場が必要ではないか等の意見が出されています。

このような状況や意見等を受けて、特定の対象者だけでなく支援を必要とする誰もが適切な支援につながるような、基本目標2「切れ目ない・こぼれない支援の仕組みづくり」に取り組むものです。

課題 3. 地域づくり・担い手づくり

地域や地域福祉の活動者不足が課題となっており、文部科学省が実施したボランティア活動を推進する社会的機運醸成に関する調査研究報告書によれば国民の3人に1人が過去5年間に何らかのボランティアに参加した経験があると回答していますが、本市アンケート結果では5人に1人が定期的または以前に参加したことがあると回答していて、国の調査結果と本市のアンケート調査結果を比較すると、本市はボランティアへの参加は進んでいません。一方、災害ボランティアに関しては44%が参加したい又は機会があれば参加したいと回答。避難時の声かけや安否確認、日常のみまもりなど避難行動要支援者の支援については、役割を決めてもらえれば参加してもよいと回答した人が49%います。無関心層に対する啓発に加え、すでに関心がある人をどう活動につなげていくかが重要となります。

また、アンケート調査の結果をみると、ボランティアに参加できない理由としては、「仕事や家事で忙しいから」のほか、「活動の内容や参加の方法がわからないから」の順になっています。

参加できそうな活動については、「環境美化、リサイクル等環境関係」が1番多く、次いで「防犯や防災、その他地域の安全を守る活動」「高齢者に対する支援」と続きます。多様な媒体を活用した情報発信を行い、興味がある分野から学ぶ機会を提供するとともに、地域や福祉への理解を進め、活動に参加するきっかけ（イベントや学習の機会の充実）づくりの工夫や、活動のメニューを多様化させていく必要があります。

地域福祉をより多様な主体で推進していくためにも、ボランティアやNPOなどによるテーマ型の活動への支援や、多様な活動を生みだすための仕組み等について検討していく必要があります。その際には、市と包括連携協定を結んでいるような社会貢献に関心の高い企業や大学、法人その他団体にも協力を呼び掛けていくことが重要です。

加えて、本市で実施している「福祉アドバイザー事業」において、地域で自主的に活動している個人や団体もあるが市は接点を十分に持っていないのではないかと、地域活動の参加へ一歩踏み出せない人にどうすれば一歩踏み出してもらえるか、共助の意識の醸成には市がどう共助を支援するかということが大事、地域には色々な経験や知識を持った人材がいるため多様な人が地域活動に参加してもらえるような工夫が必要だが特定の人だけに頼ったものとしないうちチーム力と地域力全体を上げていく必要がある、といった意見が出ています。

よって、地域づくりに関わる担い手不足の解消という課題解決に向け、基本目標3「多様な主体どうしの連携による担い手・社会資源の拡充」に取り組むものです。

課題4. 誰もが、自分らしく、安心して、楽しく暮らせるまちへ

少子高齢化の進行や身近な地域でのつながりの希薄化を背景に私達のくらしの課題が「複雑化、多様化、深刻化」しているのを受けて、地域福祉の全国的な大きな流れが、「わがごと、まるごと」の「地域共生社会」の追求へ向かっています。和泉市も、「誰もが自分らしく安心して暮らせる地域」「みんなが生活をともに楽しむ地域」を、みんなで協力してつくっていくことを「地域福祉」と位置付けました。

この実現のため、和泉市がめざす「地域包括ケア」は、高齢者への包括的支援「地域包括ケアシステム」を超えて、高齢者の医療・介護に加え、障がい、子育て・教育、権利擁護、同和問題等人権課題、生活困窮、防災・防犯、自然環境、生活環境、消費者問題、食の安全、自殺・非行防止、そのほか地域のくらしの課題を、できるだけ身近な地域で包括的、包摂的に解決していこうとする考えかたです。今次の「和泉市地域福祉基本・活動計画」は、福祉の概念を広くとらまえ、子育て・教育、防災・防犯、環境保全、人権の具体的取組みも包含しました。よって、基本目標4「誰もが、自分らしく、安心して、楽しく暮らせるまちへ」に取り組むものです。

〈防災〉

アンケート結果では、「あなたのお住まいの地域での防災訓練や自主防災組織の活動など、災害対策の取組みについて、どのように感じていますか。」という問いに対し、7割以上が自主防災活動について活発でないという認識でした。また、「あなたや家族の災害時の備え（水や食糧の確保、家具転倒防止、避難場所の確認など）ができていますか。」の問いに対し、「一部できている」または「できていない」と答えた方がおよそ9割でした。

防災は全市民共通の課題なので、まずは備えを中心とした自主防災意識の啓発から一人ひとりが日頃から隣近所や地域でのつながりを意識できるよう周知・啓発していく必要があります。また、福祉でまちづくり委員会においても、地域福祉に関心を持ってもらうには防災などの活動を市民みんなで取組むのが良いのではないかと意見が出ています。

〈高齢者、障がい者の権利擁護〉

統計データをみると、高齢化に伴い「要支援・要介護認定者」は年々増加しています。一方で、アンケート調査結果をみると、77%が避難行動要支援者支援事業を知らないなど、災害時に地域でささえあう体制づくりについては課題が多く残っている状況です。一方、避難時の声かけや安否確認、日常のみまもりなど避難行動要支援者の支援について、役割を決めてもらえれば協力してもよいと答えた方がおよそ半数います。災害時に助け合うことができるよう、地

域と関係機関・団体等が連携し、地域全体で安心・安全な暮らしを守る体制づくりを進めていく必要があります。

今後は、高齢者や認知症のある人の増加が見込まれることから、さらに権利擁護支援のニーズが高まることが想定されます。アンケート調査結果をみると、成年後見制度の認知状況は十分とは言えず、制度の周知をより充実させていく必要があります。加えて、成年後見利用促進基本計画の策定に関する専門委員会では本人だけでなく、周りが気づいたときに、行政がすぐに駆け付けることができる体制を備えておく必要があることや市民後見人の養成と活躍の場の創設が重要であると意見が出ています。

〈人権擁護〉

各ヒアリングにおいて、地域は様々な人で構成され、地域福祉を考える上で多様性を受け入れること、お互いの人権の尊重や福祉への理解が不可欠であり、多様性が受け入れられるよう、市民への啓発活動に取り組む必要があるとの意見が出ています。年齢（高齢者、子ども）、性別、同和問題（部落差別）、障がい者、性的マイノリティ、外国人等への理解、また、多様性やささえあいへの関心を高めながら、誰もが安心して生活していくことができるように、みんなで地域福祉について考え、行動するきっかけづくりを行う必要があります。

〈再犯の防止〉

地域福祉推進協議会において、過去に罪を犯し更生した人に対する地域の壁は高いとの意見が出ています。各ヒアリングでは更生保護団体の活動内容を市民に伝えること、活動の重要性や理解を深めることに対し、支援の強化が必要であると意見が出ています。

課題5. 「わがごと、まるごと」の地域共生社会の実現のベースとなる機運、意識、体制、そして議論

課題1～4で述べてきたとおり和泉市の新たな「地域福祉基本・活動計画」を大きく推進するためには、これまでの役割分担を固定化するのではなく、地域の課題に対して、市民や地域の多様な主体が、それぞれ役割を持ち、「わがごと」として参画し、世代やテーマ・分野を超えて「まるごと」つながる必要があります。「自助、共助、公助」の相互の緊密な連携も欠かせません。

「福祉アドバイザー事業」において、関係機関どうしの「縦割り」や市民と市・関係機関との「横割り」をどう解消していくのかが重要であるとの提言もありました。

市社協を初め関係機関や地域福祉に携わる人々だけでなく、市行政の組織体制の見直しを検

討するとともに、職員の地域福祉への理解など資質向上に取り組んでいきます。併せて、地域福祉の主役である市民の理解と協力も必要となります。よって、基本目標5「地域共生社会の実現に向けての機運醸成、意識改革、体制整備、議論の場」に取り組むものです。